

太子町キャラクター「宮本武蔵データ」利用許諾書

令和6年8月29日

むさしの郷営農組合
組合長 倉橋 邦彦 様

太子町観光協会
会長 柳原政富



令和6年8月29日付けで申請のありました太子町キャラクター「宮本武蔵データ」の利用について許諾します。
尚、利用に当たっては下記の点に留意してください。

記

- ①キャラクターを許諾を受けた物件のデザインとして利用することができます。
- ②利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ③利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、太子町観光協会は一切の責任を負いません。
- ④利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。尚、完成品(困難な場合は写真等)の提出をお願いします。
- ⑤申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、利用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑥利用者が、上記の警告に応じない場合は、許諾の取り消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑦許諾が取り消されたときは、許諾取り消しの日から利用することはできません。また、取り消しにより利用者に生じた損害について、太子町観光協会は一切の責任を負いません。
- ⑧キャラクターの適切な利用を図るため、利用の状況、利用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑨太子町キャラクター「宮本武蔵データ」利用規程は、必要に応じて変更することがあります。